

解散公告(第二回)

当組合は、令和八年八月三十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

福井県大野市篠座第四五号一 一番地

農事組合法人豆の木
清算人 長田 泰子

解散公告(第二回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

兵庫県西宮市与古道町一番三七号

医療法人ほまれ(警)会(財団)
清算人 櫻井 眞美

解散公告(第二回)

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

宮崎県延岡市本町二丁目三番地五

医療法人社団戸島クリニク
清算人 戸島 信夫

解散公告(第三回)

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

静岡県浜松市中央区入野町六三〇一番地の
医療法人社団ふじもと矯正歯科医院
清算人 藤本 雅清

解散公告(第三回)

当組合は、令和八年六月二十八日開催の臨時大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

大阪府三島郡島本町山崎三丁目八番一号

大阪染工労働組合清算委員会
清算人 藤井 章統

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年三月十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年九月十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

山口県山陽小野田市大字郡字土井ノ内三二
一番地一
医療法人かわむら内科
清算人 松本 智子

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十九日

長崎県小峰町三番六号

医療法人倉田醫院内科婦人科
清算人 倉田 明彦

第六十二期決算公告

令和八年六月三十日現在
貸借対照表の要旨 (単位:千円)

流動資産	一、三六五、七九七
固定資産	四、九四一、二〇七
合計	六、三〇七、〇〇四
負債及び純資産の部	
流動負債	六六三、四七八
固定負債	二、三三一、七三五
株主資本	三、三一、七九一
資本金	六〇、〇〇〇
資本剰余金	四、〇八六、一五五
利益剰余金	△八三四、三六四
その他利益剰余金	△八三四、三六四
(当期純損失)	(三〇三、九〇六)
合計	六、三〇七、〇〇四

令和八年十月十九日

愛知県半田市東本町二丁目二四番地

中埜酒造株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南十二条西十一丁目一五七番地、最後の住所北海道北広島市松葉町二丁目一番地六

被相続人 亡 山本 紘樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日

札幌市中央区大通西十三丁目四番地一〇二
レジデニア大通公園三階 亀山・近藤法律事務所

相続財産清算人 弁護士 近藤 健大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県宮古市山口五丁目八三番地、最後の住所青森県八戸市南白台一丁目八番一八号

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日

青森県八戸市根城四丁目一番四号 立花法律事務所

相続財産清算人 弁護士 立花 康雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県八戸市田向五丁目二五番地二五、最後の住所青森県八戸市田向五丁目二五番三二号

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日

事務所青森県八戸市根城九丁目一三番二五
オフィス西野二階 八戸うみねこ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 横田 哲平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県九戸郡軽米町大字軽米第七地割三五番地一三、最後の住所本籍に同じ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日

岩手県久慈市川崎町一二番一八号YKビル一階

相続財産清算人 弁護士 齊藤 拓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県横手市雄物川町造山宇字社ノ前五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 佐藤 昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日

秋田県横手市中央町六番二六号GOビル二階 相続財産清算人 弁護士 外山奈央子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県銚子市橋本町一九五五番地、最後の住所茨城県かすが市がうら市栄倉五二〇番地三八いっしん館 被相続人 亡 渡邊 正雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十九日

茨城県龍ヶ崎市佐貫一丁目一六番地三 相続財産清算人 司法書士 江橋 慧

第52期決算公告

令和8年10月19日
宮城県気仙沼市本郷22番地の5

アーバン株式会社

代表取締役 谷村 明信
貸借対照表の要旨(令和8年6月30日現在)

科 目		金 額(千円)
資産部	流動資産	1,541,263
	固定資産	4,209,141
	資産合計	5,750,404
負債純資産及び部	流動負債	138,040
	固定負債	5,263,396
	資本金	348,968
	資本剰余金	20,000
	利益剰余金	51,000
	その他利益剰余金	1,000
	利益剰余金	277,968
	その他利益剰余金	277,968
	(うち当期純利益)	(15,103)
	負債・純資産合計	5,750,404